

別表

強化拠点校 補助対象経費・補助基準額一覧

強化練習や強化合宿（遠征を含む）等、効果的に強化を図る事業における必要経費のうち、以下の経費を補助対象とする。また、補助対象者は拠点校指定されている部の顧問（外部指導者を含む）及び部員とする。

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
報償費	報償費	外部指導者謝金 (高等学校の運動部活動) ※旅費は支給しない	体育協会長が指定した外部指導者 4,000円/回 年間40回を上限とし、1回の指導時間は 2時間とする (5月から)
旅費	運賃	選手・指導者及び講師(県外指導者、 県外招へいチームを含む)の運賃 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	鉄道、バス等の実費 30円/km
	宿泊費	指導者・選手及び講師(県外指導者、 県外招へいチームを含む)の宿泊費	1人1泊9,800円(朝・夕食代を含む) を限度とする実費 〔夕・朝食が含まれていない場合は、 夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度 とする実費とし、総額9,800円を限度 とする〕
需用費	消耗品費	1 用紙代、資料のコピー代等	実費
		2 ボール等の用品及びテーピング・ アイシング用具等	1個(式)あたり30,000円未満
		3 熱中症予防のための水・スポーツ ドリンク、競技力向上のための プロテイン、疲労回復を促進 するアミノ酸	実費
役員費	器具・用具 運搬料	用具等の運搬に係る搬送代	実費
使用料及び 賃借料	会場使用料 等	会場の使用料 器具・用具の借上料 宿泊施設の借上料 車両(タクシー、レンタカー (ガソリン代を含む))の借上料 有料道路の使用料 大会への参加料等	実費
その他		※30,000円を超える競技用具 (購入前に要相談)	実費

注1) 練習着、シューズ、サポーター等の個人で使用するものについては補助対象外とする。また、ユニフォームについても補助対象外とする。

注2) 通信費(電話、郵便、振込料等)、保険料は補助対象外とする。

注3) 消耗品の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4) その他については、通常の活動で特に必要と認められるもの。(競技用具購入理由書を提出)

注5) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明する書類について」とし、領収書のあて名は学校長名とする。